

東葛支部だより

令和2年

1/1

第120号(新春号)

発行所：千葉県行政書士会東葛支部 千葉県野田市七光台316-17

TEL：04-7129-0803 URL：<http://www.tohkatsu-gyosei.jp>

発行人：伊佐 智 編集者：関谷一和 齋藤三博 嶽崎真里子 飯田利治

〔支部会員の動向〕	個人会員	426名
令和元年11月末現在	法人会員	2名
	合計	428名



伊佐支部長の年頭所感

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。千葉県行政書士会東葛支部の皆様におかれましては、輝かしい新春を健やかにお迎えのことと心からお慶び申し上げます。また、平素より事業推進に対し、あたたかいご指導とご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年、千葉県に上陸した台風15号ならびに19号、そして21号に伴う豪雨により被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。今回の災害では、本会が千葉県と締結している被災者支援協定に基づき、東葛支部からの支援員派遣を行うまでには至りませんでした。今後の教訓として将来の災害発生時に備えて参ります。会員の皆様にも様々な形でご協力をいただき、ありがとうございました。

竹内前支部長と交代し、新体制へ移行いたしましたから、約半年が経過しました。これまでに交流会、支部研修、市民相談員説明会、官公署訪問、街頭無料相談会、行政書士試験協力、親睦旅行の実施、支部だよりの発行などに取り組んでまいりましたが、新旧役員のほか、多くの会員の皆様のご協力に支えられ、事業計画を達成することができましたことに感謝しております。

行政手続きのデジタル化が進む中、行政書士制度を維持・発展させていくためには、私達自身の努力によって行政書士業務を市民の皆様に浸透させてゆかなければなりません。現在、各市のご協力の下毎月開催している市民無料相談会でご活躍いただいている先生方には、社会貢献ならびに行政書士の広報活動という面で、大変重要な役割を担っていただいております。感謝申し上げます。今後も相談事業の発展と質の向上には力を入れていかなければならないと考えており、業務知識習得や職業倫理向上に努めて参ります。

私は、支部長として事業を遂行していく上で、一つ心掛けてきたことがございます。それは「会員間の繋がり」

を大切にすることです。支部事業を計画どおりに達成するためには、多くの人の力が必要です。それには協力していただける人材を確保するとともに、事業への参画意識の向上を図る必要があります。そのための手段として「会員間の繋がり」が大切であると考えます。今後も各事業をとおして、会員間の繋がり作りに力を入れ、支部の維持発展のための基盤固めを進めて参ります。

本年も、先生方の一層のご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

行政書士広報月間報告 (市民相談部)

昨年も10月の行政書士制度広報月間に、官公署訪問及び街頭無料相談会を実施いたしました。支部会員の皆様には多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございました。

1. 官公署訪問

10月1日から10月11日に延べ30名の支部会員で、東葛支部管内5市の市長室を始めとして33箇所(72部署)を訪問し、広報月間の趣旨説明、ポスターの掲示依頼及びリーフレット等の配付を行い、行政書士制度へのご理解と非行政書士排除のご協力をお願いいたしました。5市の市長におかれましては、公務ご多忙の中、お時間をいただきまして誠にありがとうございました。

2. 街頭無料相談会

松戸会場(10月5日、6日)と柏会場(10月19日)で開催いたしました。両会場合わせて延べ40名の支部会員にご協力いただき、81件のご相談に対応いたしました。相談内容は、相続遺言55件、成年後見6件、その他20件でした。昨年は、松戸会場の1日目が季節外れの真夏日になり、松戸会場の2日目と柏会場では朝から冷た

い雨に見舞われ、街頭で無料相談会を行うには厳しい状況の下、ご相談対応のみならず、ポケットティッシュやリーフレットの配布等を行い、行政書士制度の認知度向上のため活動いたしました。

(報告者 市民相談部長 岩本章子)

第 2 回 支 部 研 修 報 告 (研 修 部)

令和元年 11 月 16 日 (土)、第 2 回支部研修を開催しました。

本年度 2 回目となった今回は、江戸川学園おおたかの森専門学校の原田聖子様を講師にお迎えし、「聴く技術」をテーマにした実践型の研修です。

参加された皆様が数個のグループになり、話をする者、それを聴く者、それらを観察する者、一人一人の積極的な参加意識がなければ成功は難しい実践型の内容であったと思われましたが、結果として研修会場は大変な盛り上がり。懇親会の最後まで盛り上がりは続き、大成功のうちに終えることができました。改めて参加された皆様のご協力に感謝申し上げます。



普段、我々が、相談者から相談を受ける場面、大抵のケースでは、相談者は我々に答えを求めてきます。相談者にとって最善の解を導くため、必要な情報を聞き出し、知識とつなげて整理し、相談者にお伝えするということを続けてきた私にとって、研修の中であった、「人の話を、ただ、聴く」ということの実験不足と難しさ。自然と頭の中に質問が湧いてくる感覚を覚え、ただ聴いているだけなのにそれがキツイ。人の話を聴きながら、其の
実、どれほど自分の話をしていたのかを痛感します。



相談者と話を交わす場面で、自問自答します。

「高圧的になっていないか」、「偉そうにしていないか」、「話を聴けているか」

そういうことについて意識し気に留めることのできる機会を得ることができた研修になりました。



(報告者 研修部長 飯島孝)

支部旅行報告 (親睦部)

実施日：令和元年11月30日(土)、12月1日(日)
場 所：横浜中華街と小湊鯛の浦温泉他
宿泊先：鴨川 ホテル三日月
参加会員数：32名(男性27、女性5)

今回は新入会員が10名も参加、総勢32名で快晴の中9時30分に予定通り柏駅前を出発。バスの中では恒例の自己紹介をしながら常磐道・首都高速道を渋滞もなく順調に進み、最初の目的地、横浜中華街に到着。重慶飯店でバイキングの昼食をいただきました。昼食後はアクアラインで房総半島を目指し、途中海ほたるで休憩、ここでも快晴の中、富士山や横浜みなとみらい、東京都内、房総半島まで一望することができました。

その後は館山道を南下し、近年「インスタ映え」と話題になった濃溝ノ滝を散策。

宿は鴨川のホテル三日月、インフィニティプールのような露天風呂、黄金風呂、銀風呂を堪能し、夜の宴会では和やかな雰囲気の中親睦を深めることができました。



ホテル三日月にて懇親会

2日目は、午前中は雨が降ったりやんだり、途中車窓から虹を見ることができました。紅葉の名所小松寺、続いて崖観音と古刹を見学、昼食は南房総市内の地魚料理をいただきました。

その後、天気も回復し、みかん狩りを楽しんで帰路に着きました。帰路は渋滞もあったため柏駅には少し遅れての到着となりましたが、おかげさまで会員同士のつながりを深めることができた有意義な2日間となりました。

た。ご参加いただいた皆様、本当にありがとうございました。また来年も皆様のご参加をお待ちしております。



小松寺にて



みかん狩り

(報告者 親睦部長 大澤康人)

参加会員の声

天候にもめぐまれ、素晴らしく、感動感激楽しい支部親睦旅行でした。

私は、前職60歳定年。会員19年目。研修旅行から親睦旅行に変わりましたが、18回皆勤です。

私が、親睦部の新任幹事当時の新会員も、今は、副支部長等として、支部長を補佐し、細心の心遣いが感じられ、和やかなうちにも有意義な旅行でした。

台風15、19号等の災害の爪痕の報道のなか、比較的被害が少ない東葛地区からの房総巡りにはいろいろな声があったことでしょうか、伊佐支部長の「被災地の支援なので」とのお返事に、支部としての心を読み取りました。

バスは、45人乗りのDeluxeサロンカー。行程では、席を譲り合い。飲み物各種。日本酒(久保田)、焼酎(薩摩錦)、高級ワイン、ウイスキー、バーボン何でもありで、浴びることができましたし、新規会員女性会員及び古株会員の実質的な絆醸成にもなりました。

会員お一人おひとりと東葛支部繁栄充実のために、各

種行事のスケジュールを織込んで、来年も組織のサロンカーに乗りましょう。

(松戸地区 上野治夫)

紀行百景



ご参加いただいた皆さま、本当にお疲れさまでした。

法改正情報

行政書士法が改正されました！

すでにご存じの会員もいらっしゃると思いますが、先の臨時国会において11月27日に懸案であった行政書士法の改正が衆議院及び参議院の本会議で全会一致をもって可決成立しました。そして、12月4日に公布、さらに施行は令和3年6月4日と決定されました。

主な改正点は、以下の3点です。

- (1) 法律の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」を明記
- (2) 社員が一人の行政書士法人の設立等の許容
- (3) 行政書士会による注意勧告に関する規定の新設

今回の改正の理由については、「行政書士の業務の安定性を確保し、国民に対するより質の高いサービスの提供を確保する観点から、所要の措置を講じる必要がある」とされていますが、このうち(1)の目的条項の改正に関する衆議院総務委員会における質疑では、「今日、行政書士の業務が多様化する中であって、一層、国民のニーズを的確に把握し、国民の権利利益の実現に資することが求められて」いるという表現で法改正案の趣旨が説明されているところ、この「行政書士の業務が多様化」していることの例として、「平成二十六年の行政書士法改正では、特定行政書士に行政不服審査の手續代理権が付与されたということと、法定業務外においても、成年後見制度における専門職後見人を務める例が多く見られる」と指摘されるなど、法定業務外における私たちの活動が「業務の多様化」と世間で理解され、そのことが法改正を推進する力となったということは特筆すべきでしょう。

また、同じ衆議院総務委員会に政府参考人として出席した総務省自治行政局の担当官の答弁の中で、近年の度重なる自然災害における行政書士会の被災者支援、特に罹災証明ボランティア活動が、国民の権利利益の実現に資する例として取り上げられているとともに、このような事態に便乗した非行政書士によるコンサルティングの違法性が議論され、非行政書士排除のための周知活動の必要性を総務大臣から答弁として引き出したことは注目に値します。

会員一人一人による日々の地道な努力の積み重ねが今回の法改正という形で結実したことに私たちは誇りをもって、更なる業務の研鑽に邁進するべきでしょう。

緊急寄稿

【令和元年台風15号・台風19号・10月25日豪雨の
対応について】 松戸地区 味岡吉賢

9月9日(月) 台風15号が千葉市付近に上陸
9月12日(木) 県内の41市町村に災害救助法適用
9月20日(金) 千葉会に災害対策本部を設置
10月12日(土) 台風19号が静岡県伊豆半島に上陸、
その後関東地方と福島県を縦断
10月25日(金) 台風21号と低気圧などの影響により
千葉県・福島県を中心に豪雨発生

今年を上記のように、二つの台風、その後の豪雨と
立て続けに自然災害が発生した結果、千葉県内の被害
は甚大なものとなりました。現在も多くの方が被災者
となっています。千葉会では被災地への視察や千葉県
との協議を行い、災害時支援協定に基づく千葉県から
の支援要請を受け、南房総市と茂原市に支援員を派遣
し被災者支援の活動を行いました。両市での被災者支
援が終了するまでの千葉会の活動は以下のとおりで
す。

9月18日 台風15号による被災状況の確認の
ため、市原市、富津市、鋸南町、南
房総市、館山市の災害対策担当部署
を訪問
千葉県政策法務課との今後の対応に
ついての協議
9月19日 本会HPへの支援員募集文書掲載
9月20日 災害対策本部設置
各支部への台風15号による会員の
被災状況の確認依頼
9月25日 千葉県より支援要請(富津市)
9月26日 富津市役所への詳細確認
(他都県からの支援が多数あったた
め本会からの支援は不要となった)
10月2日 支援員説明会開催(災害支援時の注
意事項について)
10月15日 千葉県より支援要請(南房総市他)
10月16日 千葉県政策法務課との協議(支援員
派遣先、支援活動の詳細について)
10月24日 千葉県政策法務課、千葉県社会福祉
協議会との協議

(支援員派遣先を南房総市とし、支
援活動の詳細について打合せ)
10月28日 南房総市復興支援課訪問 支援活動
の詳細について協議
10月29日 南房総市にて支援活動開始
実施期間:10月29日~11月11日
(土日を含む)
派遣人数:1日あたり2名
支援内容:住宅修理のための補助金申請書類の作
成支援
相談者の受付・誘導
各支部への台風19号、10月25日豪雨
による会員の被災状況の確認依頼
11月11日 千葉県より支援要請(南房総市、茂
原市 南房総市は期間延長要請)
11月12日 茂原市建築課訪問 支援活動の詳細
について協議
支援員実務講習開催(本会大会議
室:9名出席)
協議内容:南房総市に派遣する支援員を対象とし
た支援業務の詳細説明各支援員の担当
日程の調整
11月13日 茂原市役所にて開催の窓口対応者向
け事前説明会出席(4名出席)
南房総市にて支援活動の期間延長対
応:11月29日までの延長要請
実施期間:11月13日~11月11日
(火・土は窓口休日)
派遣人数:1日あたり2名
支援内容:住宅修理のための補助金、災害援護資
金の借入等、各種支援制度に係る申請
書類の作成支援及び申請受付業務
相談者の受付・誘導
11月14日 茂原市役所にて開催の窓口対応者向
け事前説明会出席(7名出席)
11月15日 茂原市にて支援活動開始
実施期間:11月15日~12月1日
(土日を含む)
派遣人数:1日あたり2名
支援内容:住宅修理のための補助金申請書類の
作成支援
11月19日 支援員実務講習開催(茂原市総合市
民センター:10名出席)
茂原市に派遣する支援員を対象とし
た支援業務の詳細説明

- 各支援員の担当日程の調整
- 11月21日 支援員実務講習開催（11月19日の欠席者向け 市川市：1名出席）
茂原市に派遣する支援員を対象とした支援業務の詳細説明
- 11月29日 南房総市 支援活動終了
- 12月1日 茂原市 支援活動終了

- 南房総市 実施期間：10月29日～11月11日
（土・日を含む）
11月13日～11月29日
（火・土は窓口休日）
- 派遣人数：1日あたり2名
- 支援内容：住宅修理のための補助金・災害援護資金の借入等、各種支援制度に係る申請書類の作成支援及び申請受付業務
相談者の受付・誘導

台風15号以降の被災者を対象とした、住宅修理補助金や被災者生活再建支援金、生活必需品の支給等の申請書類作成支援、申請書類の受付業務の支援を実施しました。受付けた申請書類は、市の審査を受けた後、補助金等の交付の有無が決定されます。

- 茂原市 実施期間：11月15日～12月1日
（土・日を含む）
- 派遣人数：1日あたり2名
- 支援内容：住宅修理のための補助金申請書類の作成支援

10月25日の豪雨により床上浸水1,445棟、床下浸水803棟の被害があったため、豪雨による被災者を対象に、住宅修理のための補助金申請に関する相談窓口を設置し、相談支援を実施しました。

今回の被災者支援では、被災地への移動時間等を検討した結果、東葛支部には支援員としての協力を依頼しませんでした。千葉支部、市原支部、安房支部、長夷支部の会員からのご協力をいただき、無事に被災者支援を実施することができました。

台風は、一度通り道ができてしまうと、頻繁にそこを通るようになることがあるそうです。今後、万一、同様の災害が発生した場合には、東葛支部の皆様にもご協力をお願いすることになると思います。その際に

は、皆様のご協力をお願いいたします。

最後になりますが、被災された会員及び被災者の皆様には、一日も早く日常の生活に戻れますよう心よりお見舞いを申し上げます。

（館山市街に残る被災家屋、12月1日撮影）



（営業を続ける被災店舗、館山市12月1日撮影）



※味岡会員には、前号に引き続き千葉県行政書士会災害対策委員会委員長の立場から特別に緊急寄稿をいただきました。

編集後記

東葛支部会員の皆さま、新年あけましておめでとうございます。本年も皆さまのご多幸とご繁栄を心よりご祈念申し上げます。

「初春の令月にして 気淑く風和ぎ」という万葉集の一歌から採られたという令和が始まりましたが、台風15・19号や豪雨による被災、また京アニ放火事件、日韓問題の激化、米大統領の弾劾訴追など、国の内外を問わず穏やかではない事件の多かった「元年」でもありました。

今年はいよいよ東京五輪の開催です。嬉しい「騒ぎ」に溢れる一年でありますよう。（広報部 齋藤三博）